

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会員規程(抜粋)

1 会員とは

静岡県社会福祉協議会の会員は、協議会を構成する組織の一員として参画する施設・団体・個人で、普通会員と賛助会員の2種類があります。

●普通会員

以下のいずれかに属する団体または個人等です。

- ・社会福祉施設 ・社会福祉に関係ある団体 ・市町社会福祉協議会
- ・指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所 ・介護老人保健施設、指定介護療養施設
- ・民生委員、児童委員等

●賛助会員

静岡県社会福祉協議会の事業に賛同し、主に財源面において援助を行っていただく個人、団体です。

2 入会について

普通会員、賛助会員それぞれに所定の入会申込書を用意しています。 入会申込書に必要事項を御記入の上、静岡県社会福祉協議会まで御提出ください。

3 会員の責務

普通会員、賛助会員ともに、所定の年会費を静岡県社会福祉協議会へ納入することが義務付けられています。また、施設定員に変更があった場合には、速やかに静岡県社会福祉協議会へ報告してください。

4 静岡県社会福祉協議会 会員特典

(1) 普通会員の場合

- ◇有料研修を割引料金で受講できます。
- ◇社会福祉経営全般の個別相談に応じます。
- ◇機関紙「社会福祉しずおか」(毎月発行)を定期購読いただけます。
- ◇県内社会福祉施設団体を網羅した年度版の「社会福祉施設団体要覧」を無料(1部)で提供します。
- ◇社会福祉に関する情報(メールマガジン)を提供します。 など

(2) 賛助会員の場合

- ◇機関紙「社会福祉しずおか」(毎月発行)を定期購読いただけます。
- ◇県内社会福祉施設団体を網羅した年度版の「社会福祉施設団体要覧」を無料(1部)で提供します(個人を除く)。など

5 会員加入の流れ

会員申込書(複写使用可)に必要事項を記載し、押印のうえ、静岡県社会福祉協議会企画総務部総務課まで郵送してください。

普通会員として御入会の場合は様式1の入会申込書を、賛助会員の場合は様式2の入会申込書を御送付ください。

- ※1 本会の会員は原則として、法人単位ではなく、単一の事業単位での会員となります。例えば、同法人が特養とデイサービス事業を行っている場合、同一住所であっても、それぞれの事業で御入会いただいております。
- ※2 ただし、小規模な介護保険事業及び障害福祉事業(11頁の施設区分「4」に該当する事業)については、同一住所の場合、ひとつの事業所で複数の事業を行っていても一つの単位としての御入会とし、一事業所分の会費を徴収します。(11頁の施設区分1～3に該当する社会福祉施設は除く)

施設区分「4」として御加入いただく場合は、様式1の入会申込書に併せて様式3の介護保険事業等実施状況も御送付願います。(施設区分1～3に該当する介護保険事業の場合には様式1のみを御送付ください。)

原則として、申し込み書が届いた時点で、入会が承認されます。(入会時点以降から研修受講料が会員額となります。)

会費の納入の流れ

本会では毎年度、6～7月頃にすべての会員に請求書と振込依頼書をお送りしています。

6～7月までに新たに御入会いただいた場合は、6～7月頃に請求書と振込依頼書をお送りします。8月以降にご入会いただいた場合については、御入会後に請求書と振込依頼書を適宜お送りいたします。

6 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会会費区分

●普通会員

1 社会福祉施設

(平成19年度分より適用)

(1) 通園、通所施設

定員 20人以下	5,000円
定員 21人～50人まで	10,000円
定員 51人～100人まで	15,000円
定員 101人～150人まで	20,000円
定員 151人以上	25,000円

(2) 入所施設関係

定員 30人以下	10,000円
定員 31人～50人まで	15,000円
定員 51人～100人まで	20,000円
定員 101人以上	25,000円

(3) 利用施設関係

一律 7,000円

(注1) 社会福祉施設の「通所」、「入所」、「利用」の区分は次ページ「静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉施設区分」となります

(注2) 定員数は毎年4月1日現在とし、4月1日以降入会した施設は入会時点の定員数によります。

2 社会福祉に関係ある団体

(1) 地域の福祉団体	10,000円
(2) その他の団体	2,500円

3 社会福祉協議会

(1) 市町社会福祉協議会 人口1人につき 1円80銭

(注3) 人口の算定は、当年の1月1日現在における県生活統計室の推計値によります。

4 1の区分に該当しない指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所

5,000円

ただし、3の社会福祉協議会は、この区分を適用しません。

また、この事業所の適用は、住所地を単位にするものとし、同一住所地に複数の事業を実施する事業所は、一の事業所として取扱います。

5 介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設 10,000円

6 個人会員

民生委員・児童委員 700円

●賛助会員

本会の目的に賛同する者

(1) 法人・団体	1口につき	10,000円
(2) 個人	1口につき	2,000円

●備考

賛助会員の口数は制限を設けておりません。

7 静岡県社会福祉協議会会費の社会福祉施設区分

平成13年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

1 通園・通所施設

- ・児童福祉施設……………知的障害児通園施設、心身障害児通園施設、保育所・へき地保育所、重症心身障害児通園施設、児童デイサービス事業
- ・老人福祉施設等……………老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所
- ・障害者福祉施設……………障害福祉サービス事業所

2 入所施設

- ・生活保護施設……………救護施設、更生施設、授産施設
- ・児童福祉施設……………乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉施設等……………特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設、認知症対応型老人共同生活援助施設
- ・障害者福祉施設……………障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設
- ・婦人保護施設……………婦人保護施設

3 利用施設

- ・生活保護施設……………宿所提供施設、医療保護施設、無料低額診療施設
- ・児童福祉施設……………地域子育て支援センター、児童家庭支援センター、障害児(者)地域療育支援センター、放課後児童クラブ、児童館、児童遊園、助産施設
- ・老人福祉施設……………老人福祉センター、老人休養ホーム、老人憩の家、老人介護支援センター、地域包括支援センター、認知症高齢者グループホーム
- ・障害者福祉施設……………障害者福祉サービス事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、精神障害者社会復帰施設
- ・母子福祉施設……………母子福祉センター、母子休養ホーム
- ・社会福祉一般施設……………無料宿泊所、無料低額診療施設、地域福祉センター、無料低額老人保健施設

4 1～3の区分に該当しない事業所

※同一住所に限ります。

種 別	事 業 名
指定居宅介護支援事業所	
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所生活介護 短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護
介護予防サービス	介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護 介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
障害福祉サービス	障害居宅介護事業、地域生活支援事業